

長野県ことばの会 規約

出版者	長野県ことばの会
引用	ことばの研究 3: 1(1984)
発行年月日	1984-07-20
URL	http://hdl.handle.net/10091/00022366

長野県ことばの会 規約

第一条 本会は「長野県ことばの会」と称する。

第二条 本会は、ことばに関心を持ち、ことばについて考え、研究しようとする者が相集い、協力して研究を進めることによつて、長野県に即した言語文化の創造に資することを目的とする。

第三条 前条の目的を達成するために、次の諸分野にわたる研究会（研究発表会・講演会・講習会）を年数回開催する。

- (1) ことばの生活についての研究
- (2) ことばについての基礎研究
- (3) 長野県方言の研究
- (4) ことばの教育についての研究
- (5) その他

2 次の事項を掲載した研究集録を発行する。

- (1) 研究会の研究成果
- (2) 会員の研究報告・論文

第四条 総会は年一回開催し、本会存立の意義と会務の現況を確認し合うものとする。

第五条 本会の会員にならうとするものは、入会届を理事会に提出するものとする。

2 会員の中に維持会員をおく。維持会員は代表理事の委嘱による。

第六条 本会に、理事若干名（一名は代表理事）、会計監査二名、

幹事若干名をおく。

(1) 理事は総会で選任する。

理事は理事会を組織し、会務を統轄する。

(2) 代表理事は、理事の互選による。代表理事は、本会を代表する。

(3) 幹事は、会員の中から代表理事が委嘱する。

幹事は、理事会の指示によつて、庶務・会計・編集その他の会務を処理する。

(4) 会計監査は、理事会において会員の中から選考し、総会の承認を得るものとする。

(5) 理事・幹事および会計監査の任期は一年とする。ただし再任をさまたげない。

第七条 本会の事業遂行に必要な経費は、会費・寄付金・その他の収入をもつてこれにあてる。

第八条 会費は次のとおりとする。

一般会員	年額	一、五〇〇円
維持会員	年額	三、〇〇〇円
学生	年額	八〇〇円

第九条 本規約の変更は、総会の議によつて決める。

第十条 本規約の施行に必要な細則・規定は理事会で定める。

第十一条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

付則 本会の事務局は次に置く。

ウェブ上では非公開